

(おしらせ)

2 . 1 . 1 5
防 衛 省

オーストラリア連邦における国際緊急援助活動の実施について

- 1 オーストラリア連邦で発生した森林火災に関し、本日、外務大臣臨時代理から国際緊急援助活動の実施について協議がありました。

これを受けて、防衛大臣臨時代理からオーストラリア連邦における国際緊急援助活動の実施を命じました。命令の概要は、以下のとおりです。

- ・現地における情報収集・連絡調整のため、オーストラリア現地調整所を設置。
- ・オーストラリア国際緊急援助空輸隊等を編成し、輸送活動を実施。

- 2 本命令を受け、本日、C－130H輸送機2機を現地に向けて出発させます。